

藤沢市教育委員会 5 月定例会 会議録

日 時 2025年(令和 7 年) 5 月22日(木)

午後 3 時00分～午後 3 時44分

場 所 藤沢市役所本庁舎 8 階 8-1・8-2会議室

1 開会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議事

- (1) 議案第 5 号 市議会定例会提出議案（令和 7 年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて
- (2) 議案第 6 号 市議会定例会提出議案（財産の取得）に同意することについて
- (3) 議案第 7 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について
- (4) 議案第 8 号 令和 8 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
- (5) 議案第 9 号 藤沢市教科用図書採択審議会委員の委嘱または任命について
- (6) 議案第10号 令和 8 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
- (7) 議案第11号 審査請求に対する裁決について

5 その他

- (1) 令和 6 年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
- (2) いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針について

6 閉会

出席委員

- | | |
|-----|---------|
| 1 番 | 岩 本 將 宏 |
| 2 番 | 飯 盛 義 徳 |
| 3 番 | 種 田 多化子 |
| 4 番 | 石 井 由 佳 |
| 5 番 | 井 沼 隆 史 |

出席事務局職員

教育部長	川 口 浩 平
教育部参事	坪 谷 麻 貴
教育部参事	石 田 芳 輝
教育総務課主幹	高 瀬 有 希
教育指導課長	森 谷 真佐美
教育指導課主幹	平 田 憲 司
教育指導課主幹	大 山 俊 男
教育指導課指導主事	伊 勢 直 子
教育指導課指導主事	森 学
教育指導課指導主事	本 間 幸 代
学務保健課長	清 水 航 介
学務保健課主幹	柏 崎 浩 通
書 記	中 村 俊 哉

午後 3 時00分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 5 月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、3 番の種田委員、4 番の石井委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番の種田委員、4 番の
石井委員にお願いをいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。
何かございますでしょうか。
(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、了承することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 議事に入ります前に、議案第 5 号「市議会定例会提出議案（令和 7 年
度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」及び議案第 6 号
「市議会定例会提出議案（財産の取得）に同意することについて」は、
藤沢市議会定例会への提出案件であるため、また、議案第11号「審査請
求に対する採決について」は、個人情報にかかわる案件であるため、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 7 項ただし書の規定に
より、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 ご異議がないようですので、議案第 5 号、6 号及び11号につきまして
は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、議事に入ります。
議案第 7 号「藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について」を上程
いたします。
事務局の説明を求めます。

清水学務保健課長 議案第7号「藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について」を、
ご説明申し上げます。（議案書参照）

現在、学校事故措置委員会の委員につきましては、令和 7 年 3 月 31 日で全委員の任期が満了したため、令和 7 年 3 月定例会で 5 名について議案をご承認いただき、新たに委嘱をしております。

また、任期につきましては、藤沢市学校事故措置委員会規則第４条第２項の欠員者の任期に関する規定に基づき、2025年（令和７年）６月１日から2026年（令和８年）５月31日までとします。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

(意見、質問等発言：なし)

(「異議なし」の声あり)

[illegible]

森谷教育指導課長。

この議案を提出したのは、令和８年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるものです。

岩本教育長

岩本教育長

岩本教育長

森谷教育指導課長

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が、

岩本教育長

岩本教育長

岩本教育長

森谷教育指導課長

教科用図書の採択に当たっては国、県等の資料を踏まえて公正か

つ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「令和8年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び「神奈川県教育委員会通知」に示されている「令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第10号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、議案第10号「令和8年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、「その他」に移ります。

その他(1)「令和6年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について」、事務局の報告を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

それでは、「令和6年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について」、ご報告いたします。(議案書参照)

資料34ページをごらんください。

「1 調査の概要」について、でございます。

(1) 調査目的は、本調査を実施することにより、本市の体罰の実態を把握し、教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶を図ることでございます。

(2) 調査主体、(3) 実施主体は、記載のとおりでございます。

(4) 調査内容でございます。

調査は、A) 教職員向け調査と、B) 児童生徒及び保護者向け調査の2種類を行いました。

調査対象期間、調査対象、調査方法につきましては、記載のとおりでございます。

参考に、40ページから45ページに児童生徒及び保護者向け調査の説明

資料、調査要旨、教職員向け調査要旨及び教職員向け調査結果報告書を、資料 1 から 4 として添付しておりますので、後ほどごらんください。

35ページの（５）回答数をごらんください。

左側の列が、令和 6 年度の回答数です。右側には、令和 5 年度の回答数を参考に併記しております。

A) 教職員向け調査につきましては、自己申告によるもので、小学校 2 件、中学校 2 件の、合計 4 件が報告されました。

B) 児童生徒及び保護者向け調査につきましては、小学校 280 通、中学校 72 通、合計 352 通の回答が届き、事案の記載のあったものが、小学校 31 通、中学校 8 通、合計 39 通でございました。そのうち、小学校 23 件、中学校 6 件、合計 29 件の詳細調査を学校長に依頼しました。

詳細調査の依頼に含まれず情報提供のみとした案件といたしましては、対象教職員の特定が難しいもの、体罰、不適切指導以外の学校への訴え、調査期間以前のものとございます。

（６）の詳細調査方法でございますが、記載内容に基づきまして、校長が該当教諭又は児童生徒等に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。又、連絡先の記載がある保護者に対しては、市教育委員会により聞き取りを行いました。

（７）の体罰に関する考えは、記載のとおりでございます。

続きまして、36ページをごらんください。「２ 調査結果について」でございます。

調査の結果、県教育委員会に「体罰」として報告する事案が 3 件ございました。その他、暴言や威圧的言動等の不適切な指導がありました。

なお、文部科学省の体罰の事例につきましては、41ページの資料 1 に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

37ページに戻りまして、表中の「事実不明・事実なし」は、当該教職員に聞き取ったが不明、第三者からの記載で、当事者に確認したが誤解であった、記載者が匿名のため、それ以上調査が不可能であった事案などでございます。

36ページの、（１）の教職員向け調査後の対応についてでございますが、体罰あるいは体罰と受け止められる行為をしたことがあると自己申告した全ての詳細調査を行いました。

その結果、児童生徒の行動を注意するために、身体に対する侵害を与え、高圧的な指導を行ったなど、当該教職員に対して「教育委員会による指導」が必要であると判断して、小学校で 1 件、中学校で 1 件、合計 2 件、「市教育委員会による指導」を行いました。

次に、不適切な指導として「校長による継続的な指導」を行ったものが、小学校で1件、中学校で1件、合計2件ありました。

続きまして、(2) 児童生徒及び保護者向け調査についての調査後の対応についてでございます。

児童生徒及び保護者向け調査には、体罰に加え、暴言や威圧的な言動等の不適切な指導の情報も寄せられました。詳細調査を行い、体罰の捉えを、より丁寧に行った結果、令和6年度は、体罰、不適切な指導、配慮に欠ける指導に分類し、記載しております。

「市教育委員会による指導」は、中学校1件、「校長による継続的な指導」が、小学校18件、中学校3件でございました。

続きまして、37ページをごらんください。「3 保護者からの主な意見」に関しましては、記載のとおりです。

「4 考察」でございます。対応結果の内訳としては、体罰に至らないものの、依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導等の不適切な指導が、小学校・中学校ともに認められます。

このことは、不適切な指導に対する教職員の認識の甘さがあり、今後、人権感覚を磨き、良識ある社会人としての資質を矜持する教職員への意識改革に向けた継続的な取組が必要です。

児童生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと、自発的、主体的に成長や発達する過程を支える教育活動です。

指導に当たっては、自らの言動が、児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識をする必要があります。一時的な感情で行動するのではなく、児童生徒は成長の途上にあるため、失敗したり悩んだりしながら成長することを意識し、冷静に指導をすることが大切です。

今後も学校は、体罰や不適切な指導等の根絶へ向けた教職員の意識改革及び指導方法に視点を当てた研修等、継続的な取組を行うことで、児童生徒の人権を大切にする、信頼された学校を構築することが必要です。

最後に、38ページの「5 今後の取組」でございます。

教職員一人ひとりが教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、ゼロにしていくという意識を当たり前に持つよう、令和4年3月に改定した「藤沢市教職員人材育成基本方針」を基に、あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していきます。

そして、保護者や地域からの信頼を得るために、引き続き、体罰を許さない環境づくりに努め、安全・安心な学校づくりを目指していきます。

そこで(1) 校長のリーダーシップのもと、体罰や不適切な指導を認

めない、学校の環境づくりを推進すること。(2)教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修や担当者会の充実を図り、あらゆる機会を通して教職員の人権感覚を磨き、意識改革に努めること。(3)部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶への取組に努め、一人ひとりを認め尊重する指導を行うことを、引き続き実施していきます。

以上で、「令和6年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について」の報告を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

石井委員。

石井委員

ご説明ありがとうございました。体罰であったりとか、不適切な指導というのは、随時拾い上げて解決しているというふうには伺っていますが、このように絶対に体罰とか不適切な指導をしないという、藤沢市としての強い気持ちがあらわれた調査結果であったかなと思います。

1つ、もし可能であれば教えていただきたいのですが、このような体罰や不適切な指導というのは、学校生活の中でどのような場面で行われてしまったのかがもしわかれば、授業中であるとか、放課後であったりとか部活動であったりとか、そういった場面が、もしわかれば教えていただけたらと思います。

岩本教育長

本間教育指導課指導主事。

本間教育指導課指導主事

どのような場面かということ、授業中、休み時間、放課後等様々な、あらゆる場面で起こり得ることですし、どの場面でも起こり得ると、こちらも捉えていますので、研修等でも体罰、不適切な指導がなくなるようにというところに、こちらも注意して進めていきたいと思っております。

石井委員

はい。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。1点質問と、1点意見を述べさせていただきます。

質問は、この調査でわかった中で、特別支援校、特別支援級での事件があったのかどうか、あるいは部活動の中では、どれぐらいあったのかを質問させていただきたいと思います。

あと、意見としましては、この調査結果を見ていると、やはり教職員、教諭、先生方の調査でおっしゃっている数と、児童生徒、保護者がおっしゃっている事件数が、やはり児童生徒、保護者のご意見、事件調

査に対する意見が、やはり多いなというところを感じます。やはり認識の違いが、まだ多少あるのかなというところがあります。

保護者からの主な意見としまして、3つ目の・ですが、体罰、暴力、威嚇、脅しによらない、発達特性のある生徒への指導方法を学ぶ機会をつくってほしい、などが挙がっております。

私も、障がい・福祉の分野でも活動しておりますが、その発達特性の中で、ちょっといけない面が出たりすることもございます。そういう生徒への指導方法を研修で知る機会を持っていただきたいと思います。

それと、もう一つは、障がい・福祉の委員会の専門部会でも、今年度ちょっとお聞きしたのですが、障がい者支援課と教育委員会の行政のところでは、少し意見交換の場が始まっているというふうに聞きましたが、やはり実際の現場の学校の教諭の先生方、あるいは障がい・福祉のサービス提供の事業者、そういう方々との意見交換は、まだ始まっていないと聞いております。

やはり現場の先生方、現場の障がい・福祉の提供者、事業者の意見交換は、近いうちに始めていただけたら、もっと障がいがある、発達特性などがある子どもに対する指導力を上げることができるのではないかなと考えております。また、ご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

本間教育指導課指導主事 特別支援学級の結果ですが、小学校・中学校の中に含めて合計として記載をしていますが、その中で、特別支援学級という記載のあった訴えもありました。

岩本教育長 部活動については……

本間教育指導課指導主事 部活動に関しては、特別支援学級としては上げられてはいませんでした。

岩本教育長 部活動の場面でということを質問されたと思いますけれども……。

本間教育指導課指導主事 部活動の場面の全体的な体罰としては、1件ありました。

種田委員 特別支援を受けている児童生徒の方からも調査というか、案件が上がってきたということですかね。

あと、部活動のほうも、そういう事件の訴えがあったということでしょうか。やはり特別支援の児童生徒の方、あと部活動は身体を使うことが多いので、やはり体罰が起きやすいかなと思います。

また、先生方も、ご指導や研修を充実させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

岩本教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員 ご報告ありがとうございます。1つ質問ですけれども、この調査以外に体罰等々で報告とかが上げられる機会というのはあるのでしょうか。

なぜかと言いますと、この調査だけでは、多分拾い切れない部分とかもあると思いますし、また、逆にほかの報告で、この調査をすることによって詳細な部分が上がってくるというところもあると思いますので、そこを、ちょっとお聞きしたいと思います。

本間教育指導課指導主事 この調査以外にも、教育指導課へ直接お電話が入ることもありますし、いじめ相談ホットラインやいじめ相談メール等、あと児童生徒からの相談フォームなどでも様々な訴えというところは、こちらも認識しております。学校から直接こちらに報告というところも上げられています。

以上です。

井沼委員 その場で言えるものであったりとか、安心して報告できる場所であったり、そういった居場所であったりとかというものがあることが、やはり子どもにとっては大事な部分でありますし、心にずっと留め置くということは、子どもはなかなか厳しいところがあると思いますので、すぐ報告できる、またすぐ対応できる、そのような姿勢であってほしいなと思いました。

以上です。

岩本教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員 ご説明ありがとうございます。児童生徒及び保護者向けの調査というのは、紙によるアンケートと、パソコン、スマートフォン等によるアンケートがあるわけですが、この児童生徒及び保護者向けの調査は、大体で結構ですが、どれぐらいの割合で回答が来たのか、ちょっと教えていただければと思います。

本間教育指導課指導主事 割合というところは出していないのですが、児童生徒の数が3万3,830人に対して、児童生徒及び保護者向け調査で回答がありました数は、352通になっています。

飯盛委員 ネットで回答が来たか、紙で回答が来たかを教えてください。

本間教育指導課指導主事 すみません、紙、郵送で送られてきた数としては1通、それ以外のところで、ほぼ電子媒体を使って回答というところになっています。

飯盛委員 ありがとうございました。それで、先生方、教職員向けの調査は、全部紙であったというですね。

本間教育指導課指導主事 はい、そのとおりです。

飯盛委員 ありがとうございました。これは大切な調査だと思いますので、今回はほとんどネットで回答ということでしたので、回答率が高まるようなあり方、内容も含めて検討していただければと思っております。
ありがとうございました。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、この報告を終わりにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、その他の(2)「いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針について」、事務局の報告を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 それでは、「いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針について」、ご報告いたします。(議案書参照)

46ページをごらんください。

「1 公表方針策定の趣旨」についてでございます。

調査報告書を公表することについては、令和6年8月に改定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、公表することで社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる一方、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならないとされています。

また、公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として事案の重大性、対象児童生徒、またはその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものである一方、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。

これまでも、藤沢市教育委員会は、いじめ重大事態事案に係る調査結果の公表について、国のガイドラインに基づき対象児童生徒、保護者の意向を最優先にし、事案ごとに対応しておりました。

このたびのガイドラインの改定があり、公表方針策定の必要性がさらに高まったことから、本市においても、現在の基準を明確化し、公表方針として策定していくことが望ましいと考え、策定、公表することといたしました。

「2 公表方針」についてでございます。

(1) 調査報告書の公表については、原則公表といたします。もっとも対象児童生徒またはその保護者の意向により、公表しない場合もございます。

調査報告書を公表する場合、調査の目的、個人情報やプライバシーの保護及び市民にわかりやすく伝える観点から、調査報告書をもとに公表版を作成し、これを公表いたします。

(2) 公表の方法については、藤沢市教育委員会ホームページにおいて公表するものといたします。

(3) 公表する期間は、原則6か月といたします。ただし、公表期間内であっても対象児童生徒もしくはその保護者から公表中止の申し出があった場合、またはその他公表の継続が困難となるような事情が発生した場合、藤沢市教育委員会の判断で、公表の中止ができるものといたします。

以上で、「いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針について」の報告を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

井沼委員。

井沼委員 ご報告ありがとうございました。1点だけ、ちょっと確認ですが、この「公表方針」というのは、児童生徒、学校及び各保護者に配付されるものなのでしょうか。

森 教育指導課指導主事 配付というよりは、ホームページ等で公表することを検討中でございます。

井沼委員 この文章の中にある「学校の設置者」というのは、多分教育委員会のことを指していると思いますけれども、一般の方が見る場合、学校の設置者って何だろうと思うことがあるかもしれないので、もし差し支えなければ「学校設置者（教育委員会）」であるとか、「それは教育委員会である」とかしたほうがいいのではないかと思います。これは意見です。

森 教育指導課指導主事 ありがとうございます。

岩本教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員 ご説明ありがとうございます。1点、お尋ねしたいと思います。

この調査報告書を公表する、その時系列としては、いじめなどが落ち着いたところで公表するのか、どの時点で公表されるのか、お尋ねしたいと思いました。

森 教育指導課指導主事　重大事態の調査が終わって、調査報告書が完成して、そちらが完成してから保護者の方と御本人、当事者に説明をして、そこで、先ほどご説明させていただいた意見等を聞きながら、最終的に重大事態は市長報告をいたしますので、市長報告をしたタイミングで公表に向けて手続きを進めていくような形になります。

森 教育指導課指導主事　この調査の目的がいじめの実態をうまく把握するということ
と、そのいじめがまだ継続中であるのであれば、当然それは対処しなければ
ならない。

種田委員 ご説明ありがとうございます。どの時点なのかがよくわかりました。
今後ともよろしくお願いいたします。

石井委員。

森 教育指導課指導主事 おっしゃるとおりです。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、この報告を終わりにいたします。

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は全て終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方は
いらっしゃいますでしょうか。

(報告事項等：なし)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。

6月19日、木曜日、午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本
庁舎8階 8－1・8－2会議室において開催予定ということでいかがで
しょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、6月19日、木曜日、午
後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8－1・8－2
会議室において開催予定といたします。

なお、6月19日は、6月市議会定例会の会期中のため、市議会の当日
の進行状況によりましては、教育委員会定例会の開会時刻が午後5時よ
りも遅れる可能性がありますことをご了承いただきたいと思います。

以上で、本日の公開での審議の日程は、全て終了いたしました。

ありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ご退席いただきますよう、お願いを
いたします。

午後3時44分 閉会